

令和7年10月14日

長与町議会議長 安藤 克彦

## 研修報告書

長与町議会議員研修要綱第7条第2項の規定により、次のとおり公表します。

1. 研修名（主催者） 委員長研修会（長崎県町村議会議長会）

○講演 「委員会の役割と進め方について」

講師 元全国都道府県議会議長会事務局次長 内田 一夫 氏

2. 研修日時 令和7年7月24日（木）13時30分～15時30分

3. 研修場所 長崎県市町村会館（長崎市）

4. 研修目的 議員の資質向上および議会の活性化に資するため

5. 所 見 （記載は議席番号順）

### 【中村 美穂 議員】

今回の令和7年度委員長研修会は、委員会の役割と進め方という演題で、講師に元全国都道府県議会議長会事務局次長である内田一夫先生の講演を聞いた。

町村議会の委員会の役割と進め方について、憲法における地方議会の位置づけとしての説明があり、議員力を高める事で、議会力が高まると言われ、本会議と委員会についてなど、議会についての基礎知識を説明された。委員会の役割として、本会議で粗ごなし、大枠で審議するよりも、委員会で詳細に重ねて慎重に議論することにより論点が深まり、適切な解決策が見いだせる。特に委員会の運営や委員長の心得として、委員長は会議の進行に大きな影響力を有しているので、中立公平を旨として会議を進める必要がある。具体的には、（1）法規、先例、会議運営の諸原則に精通すること、（2）会議への集中力を高めること、（3）事態の推移に応じた判断力を持つこと、（4）委員の心理状態を判断できること、（5）会議の事後処理を完全に行なうこと。委員会の運営は、審議を進める上で、委員が発言しやすい雰囲気と、緊張感を持ちつつ、休憩のタイミングや発言者が偏らない様にするなど、さまざま配慮しながら運営しなければならない。令和5年度にも内田先生の委員長研修を受けたが、わかりやすく丁寧に話していただけたので、初めて委員長になった議員にも良い研修であると思う。今回の研修で得たものを今後の委員会運営に活かしていきたいと思った。

## 【安部 都 議員】

講演は、「委員会の役割と進め方について」と題し、8項目についてご教授頂いた。先ず初めに、1. 憲法における地方議会の位置づけ、2. 議会の構成、3. 委員会の種類、4. 委員会の役割、5. 委員長、6. 委員会における議案審査の流れ、7. 委員会運営のルール、8. 委員会審査の特別形態の8つである。地方議会は議事機関であり、二元代表制であり、諮問機関ではないこと。①住民代表機能、②監視機能、③政策提案機能を持ち合わせている。議会運営の主体は議員であり、議会運営委員会の役割は重要であること。議会は、本会議と委員会とで構成され、本会議における「審議」と委員会における「審査」の議論がある。委員会は、本会議に比べ、議会が独自に組織や運営を決める自由度が高いこと。閉会中継続審査事件を有し、閉会中における委員視察（標準会議規則）、委員の派遣などの活動ができる。海外では、欠席者への権利（委員会に出席したいのに出来ない）などの事由がある場合を考慮し、オンラインによる委員会を実施しているところもあるようだ。本来なら、このような欠席者への権利を尊重し、我が町議会も進めるべきだと考える。議員はいずれかの常任委員に就任していることから、任期中、他の常任委員会になるためには、辞任ではなく、「所属変更」の手続きを行うこと。定数関係から、他の常任委員会も変更する必要が生じる。任期は2年が620町村（67.7%）と多く、次いで4年が257町村（28.1%）の順となっている。議長は、中立公平の立場から委員会の審査に参加し、案件に対し疑義を呈したり、表決で賛否を表明することは適当ではない。

○ {常任委員会} 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。所管事務に対する調査権を有している。行政上の課題について話し合い、政策提案として報告することもできる。その積極的政策提言を行った京都府精華町議会の事例がある。「提案を待つ受け身の議会」から「住民の意見を反映させた積極的な提言ができる議会」になるよう積極的政策提言を行っているのだ。

○ {特別委員会} 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置くことができるが、議会の監視能力の向上のため、北海道栗山町議会は、「中長期財政問題等調査特別委員会」を設置し、町の財政状況の検証とその現状を住民と情報共有を図ることを目的に行っている。また、山形県庄内町議会は、選挙において定数割れになったことを受け、平成31年に「議員なり手不足解消調査特別委員会」を設置し、令和2年になり手不足解消をするための解決策を提言した。令和3年11月に女性と登用を推進する目的で、「女性模擬議会」の募集をし応募者の中から8名の模擬議員を決定し取り組みを行っている。

委員会の役割は、忌憚のない議論を行い、議案を多面的に見ること、行政の問題点を調査し提言を行うことができる。2年間でテーマを組んで、調査し議員同士で議論をして、地元の専門家を呼び、勉強したりも重要であること。

○ {委員長の心得} 委員長は、大きな影響力を有しているので、中立公平を旨として会議を進める必要がある。①法規、先例、会議運営の諸原則に精通すること。②会議への集中力を高めること。③事態の推移に応じた判断力を持つこと。④委員の心理状態を判断できること。⑤会議の事後処理を完全に行うことなどご教授頂いた。その他、委員長の権限、議案審査の流れなど附帯決議などについても勉強になった。特に議案の提出権では、鳥取県琴浦町議会の予算修正案を積極的に提出している事例などとても参考になった。

最後に、今回の委員長研修会は、委員長として心得をご教授頂き、総合的な行動ができる議

員としての自覚を持ち、モチベーションも上がりとても勉強になった。

当町議会でも今後は、新たな議会改革が必須であり、現在、ICT 推進特別委員会を設置し、前進するよう議会改革をしているが、町民の住みよい町となるよう、チェック機能を果たし、住民への見える化により、議会向上に向け、今後も精進していきたいと思う。大変ありがとうございました。

## 【金子 恵 議員】

### 1. 地方議会の位置づけと議会運営

議会運営の主体は議会であり、その推進役は議会運営委員会（議運）である。

議運の決定事項は法的拘束力はないが、円滑な運営のため全議員が遵守することが望ましい。全員が納得するまで調整し、決定事項は周知徹底する。

議会は付帯決議や政策提案機能を活用し、独自性を発揮することが求められる。

### 2. 委員会の種類と役割

常任委員会：議案・請願の審査、行政事務調査を担当。閉会中継続審査や視察も可能。

所管別設置が一般的だが、行政別や予算常任委員会の設置も可能。

採決時に賛否理由を述べさせる事例（精華町議会）あり。

特別委員会：必要に応じ設置し、議案を多面的に検討し行政の課題を調査・提言。

議会運営委員会：協議機関として議会運営の調整役を担う。

全員協議会：協議調整の場。会議録作成・公開の可否は議長が決定。

### 3. 委員長・副委員長・委員の役割

委員長は議事整理・秩序保持、審査日程や順序の決定、執行部への説明要求権を持つ。

秩序保持のため、発言禁止や退場命令も可能（傍聴者含む）。

法規・先例・運営に精通し、公平に議事を進行することが求められる。

副委員長は補佐役。

委員は専門性向上に努め、委員会での学びを活かす。定数削減議論では委員数確保の必要性を理解する。

### 4. 委員会審査の留意点

意見は質疑中ではなく討論で述べる。

専門家や住民の意見聴取（参考人制度）を活用。

特別形態として連合審査、小委員会、分科会、秘密会、百条調査権、議案提出権（事例：鳥取県琴浦町）などがある。

### 5. 条例と規則の違い

委員会の組織を定めるのは条例。

会議規則や傍聴規則は運営上の詳細を定める規則として制定される。

今回の研修を経て、委員会での活用方法として考えられることとして、議運決定事項の共有徹底、参考人制度の積極活用、継続審査。専門性を高めることの必要性として、所管分野の法制度・事例を学び、委員会の質疑や政策提言の精度を高める。また、委員長の中立性を確保することが重要で、結論を導く役割ではなく、公平・円滑な議事進行を重視する姿勢を委員会で

も徹底する。これらを念頭に委員会の進行ができればと感じた。

#### 【堤 理志 議員】

研修の概要は以下のようなものであった。

地方議会の役割は、住民の代表として行政を監視し、政策提案を行うことである。

議会の構成と役割

#### 1. 本会議

議会の最高意思決定機関であり、議案の最終的な審議・採決を行う。

#### 2. 委員会

議案や行政課題の詳細な審査を目的として設置され、以下の種類がある。

- ・ **常任委員会**
  - ・ **目的**：専門分野ごとに設置され、継続的に議案の審査や行政の監視を行う。
  - ・ **例**：総務委員会、教育福祉委員会、建設環境委員会など。
  - ・ **特徴**：所管事務に関する調査権を持ち、必要に応じて施策分野を横断して扱うことが可能。
- ・ **特別委員会**
  - ・ **目的**：特定の課題や重要案件について一時的に設置される。
  - ・ **特徴**：常任委員会の所管をまたぐ案件を扱い、調査・審査が完了次第、解散する。
  - ・ **例**：災害対策特別委員会、議会改革特別委員会など。
- ・ **議会運営委員会**
  - ・ **役割**：議会全体の運営方針や会議の進行ルールを整備し、議事進行の効率化を図る。
  - ・ **特徴**：議会内の円滑な意思決定を支える重要な機関。

#### 3. 協議調整機関

各会派や委員間の意見調整を行う場であり、議会運営のスムーズさを確保する。

委員会の活動と権限

- ・ **調査権・審査権**：議会の議決により、行政課題の調査や議案の審査を行う権限を持つ。
- ・ **住民参加の機会**：参考人招致制度により、専門家や住民から直接意見を聴取することで、住民との距離を縮める取り組みを行う。
- ・ **閉会中の活動**：閉会中審査事件がある場合、会期外でも活動が可能。必要に応じて視察を実施することもある。

委員会審査の流れ

1. **付託**：議案が委員会に付託される。
2. **開会と日程確認**
3. **執行部の説明**
4. **質疑応答**：質疑回数に制限はなく、自由な意見交換が可能。

5. 参考人招致（必要に応じて実施）
6. 討論と表決
7. 継続審査（必要な場合）

#### 委員会の独立性と公開性

- ・ 独立性：委員会は本会議や議長からの指示を受けず、独立して審査を行う。
- ・ 公開性：原則非公開とされるが、実態としては公開の方向で対応。非公開の場合は理由を明確に説明する必要がある。

#### 特別な審査形態

- ・ 連合審査会：複数の委員会が共同で案件を審査する。
- ・ 小委員会・分科会：案件を細分化して効率的に審査を進めるための形態。
- ・ 公聴会・参考人招致：住民や専門家の意見を直接聴取する場。

★委員会は議会活動を支える重要な機関として、多様な課題に対応し、住民にとって身近な存在となることが求められている。

#### 所感

委員会運営、委員長の役割の原則についての説明であった。

若干、最近の事例（委員会提言・ワールドカフェ方式など）も紹介された。一方、委員会は傍聴者を排除できるなどの紹介は果たして今の時代必要であったのか疑問を感じる。

最近では議会改革がすすみ、「住民と共に」の考え方が浸透して議会、委員会、全員協議会を含め「原則公開」としている議会が増えつつあると認識している。

苦言を呈すようで失礼ながら、講師におかれては、これらを民主的で前向きな地方議会の変化としてくみとり、先進的事例として全国へ紹介普及する姿勢であってほしい。

#### 【西岡 克之 議員】

講師を務められた先生は、全国都道府県議会の事務局に入られ、最終的に事務局次長まで務められた方で、議会の中の仕組み、運用については熟知していたようで、講義の中身でなるほどと納得させられる場面がいくつもあった。私も議員生活18年になるのである程度把握しているが参考になった。

例えば、議会運営委員会は議会のエンジンとの発言はなるほどとうなづけた。

議員力を高めることは委員会のレベルアップにつながるとも言われ本町でも新人議員はじめ全議員の研修参加を実施して行かなければと考える。

頂いた資料は参考にしたいので大事に保管しようと考えている。

#### 【安藤 克彦 議員】

委員会の役割と委員長が把握しておくべき進め方についての講話があった。委員会運営上、

委員会（長）が単独でできること、議会（長）を通してしかできないこと等の説明があり委員長の役割を改めて確認するとともに、議長の役割を改めて見直す良い機会となった。また、条例と規則の違いについても「条例は自治体として組織を定めるもの、自立した活動を担保するためのものは規則」と見解を話された。議会関係でも条例や規則、基準が混在し、違いが難しいと感じる事がある。また、自治体によっても対応が違う面があり、基本的に標準会議規則を準用する議会としては、この見解は有効であると感じた。

6. 欠 席  
竹中 悟 議員